

見附市告示第 3 9 号

見附市いきいき健康運動事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

見附市長 稲 田 亮

見附市いきいき健康運動事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市いきいき健康運動事業実施要綱（平成 1 9 年見附市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

継続活動	T—Wellを使用する者	1 ヶ月	1, 5 0 0 円
	T—Wellを使用しない者	1 ヶ月	7 0 0 円

」を

「

継続活動	1 ヶ月	7 0 0 円
------	------	---------

」に改める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。